

魚沼市スポーツ協会表彰等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、魚沼市（以下「本市」という。）の体育・スポーツ普及振興に功績顕著な者並びに競技力向上に貢献した者の榮譽を讃え、本市の体育・スポーツ活動の発展に資するものとする。

(目的)

第2条 この表彰は、魚沼市スポーツ協会（以下「本会」という。）が行う体育功労者及び優秀指導者、優秀選手等の表彰及び激励金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び区分)

第3条 表彰は、次の区分により行う。

- (1) 体育功労者表彰 本市体育・スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著な者
- (2) 優秀指導者表彰 優秀競技者の育成に功労のあった者
- (3) 優秀選手表彰 競技者として優秀な個人及び団体
- (4) その他理事会が表彰すべきものと決定した個人及び団体

(表彰対象者)

第4条 前条に定める表彰候補者は、本会の加盟団体長等から本会会長に推薦するものとする。

- 2 表彰は1回限りとする。ただし優秀選手表彰については、重複表彰は妨げない。
- 3 本市に在住する者及び出身者、本市内団体に属する者及び出身者、本市内の学校に在籍する児童、生徒。
- 4 優秀選手表彰について、対象となる団体がスポーツ少年団の場合は当該大会にエントリーした選手とする。
- 5 その他会長が適正と認める者。

(表彰推薦基準)

第5条 各表彰候補者の推薦は、次の項目の全てに該当すると認めるものについて行う。

- (1) 体育功労者表彰者
 - (ア) 10年以上の活動実績を有し、広く地域または職域において本市スポーツの振興に貢献した者
 - (イ) 推薦年度の4月1日で40歳以上の者とする。ただし、特別の功績があり会長が適当と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 優秀指導者表彰候補者
県大会や北信越大会以上に出場し、優秀な成績をあげた競技者の育成指導が顕著であるもの。
- (3) 優秀選手表彰候補者
 - (ア) 新潟県大会で優勝、もしくは国民体育大会に出場した個人及び団体。
 - (イ) 北信越大会もしくは同規模の大会で第3位以上の入賞した個人及び団体。
 - (ウ) 全国大会で入賞した個人または団体。

(表彰の推薦方法)

第6条 加盟団体長等は、前条の各号に該当する者がいるときは、別に定める推薦書を本会会長に提出する。

(表彰候補者の決定)

第7条 表彰候補者は、前条の規定により推薦された者について、本会理事会で決定する。

(表彰の回数)

第8条 表彰は、年1回行う。

(優秀選手激励金)

第9条 優秀選手激励金(以下「激励金」という。)は、国際大会及び全国大会に出場する本会加盟の個人及び団体選手に対し、本会会長が認める場合に贈呈するものとし激励金の金額は、別表の通りとする。

2 加盟団体長等が激励金の交付を申請する場合は、優秀選手激励金申請書を本会会長に提出するものとする。

3 激励金の支出は、団体又は個人に対し年度内3回を限度とする。ただし、国際大会に出場する場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年11月1日より施行する。

(経過措置)

2 第9条の優秀選手激励金の規定は、平成17年3月31日までの間旧町村の交付規程を準用する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

別 表

区 分	全国大会	国際大会
個 人	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
団 体	3 0, 0 0 0 円	